

第 6 7 4 号  
平成22年6月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

| 規 則                                    | 番号  | 頁数 | 告 示                                                 | 番号  | 頁数 |
|----------------------------------------|-----|----|-----------------------------------------------------|-----|----|
| ・ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則               | 15  | 2  | ・ 放置自転車等の保管について                                     | 165 | 13 |
| ・ 天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則       | 16  | 2  | ・ 平成22年第2回天理市議会定例会の招集について                           | 166 | 13 |
|                                        |     |    | ・ 放置自転車等の保管について                                     | 167 | 13 |
|                                        |     |    | ・ 平成21年10月1日から平成22年3月31日までにおける本市病院事業及び水道事業の業務状況について | 168 | 14 |
|                                        |     |    | ・ 放置自転車等の保管について                                     | 169 | 24 |
| 告 示                                    | 番号  | 頁数 | 公 告                                                 | 番号  | 頁数 |
| ・ 公示送達について                             | 136 | 2  | ・ 土地改良事業の申請について                                     | 15  | 24 |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 137 | 2  | ・ 大和都市計画事業山の辺土地区画整理事業第1工区の変更事業計画の縦覧について             | 16  | 25 |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 138 | 3  | ・ 土地改良事業の申請について                                     | 17  | 25 |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 139 | 3  | ・ 天理農業振興地域整備計画の変更について                               | 18  | 25 |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 140 | 4  | ・ 公売公告兼見積価格公告                                       | 19  | 25 |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 141 | 4  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 142 | 4  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 143 | 5  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 144 | 5  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 145 | 6  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 146 | 6  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 147 | 6  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 148 | 7  |                                                     |     |    |
| ・ 自動車臨時運行許可番号の失効について                   | 149 | 7  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 150 | 7  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 151 | 8  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 152 | 8  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 153 | 8  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 154 | 9  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 155 | 9  |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 156 | 10 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 157 | 10 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 158 | 10 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 159 | 11 |                                                     |     |    |
| ・ 自転車等駐車場における放置自転車等の保管について             | 160 | 11 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 161 | 11 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 162 | 12 |                                                     |     |    |
| ・ 放置自転車等の保管について                        | 163 | 12 |                                                     |     |    |
| ・ 天理市環境クリーンセンターにおけるこみ処理手数料の徴収事務の委託について | 164 | 13 |                                                     |     |    |

| 公営企業                   | — | 頁数 | 公営企業                            | — | 頁数 |
|------------------------|---|----|---------------------------------|---|----|
| ・天理市指定給水装置工事事業者の指定について | — | 33 | ・一般競争入札について                     | — | 35 |
| ・天理市指定給水装置工事事業者の指定について | — | 33 | ・平成22年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の町名について | — | 38 |
| ・一般競争入札について            | — | 33 | ・天理市指定給水装置工事事業者の指定について          | — | 38 |

## 規 則

(平成22年 5 月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第15号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年 4 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第30条第 2 項第 6 号中「から週休日」の次に「、勤務時間等条例第 8 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年 5 月31日揭示済)

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第16号

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 4 年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「前条第 1 号」を「前条第 1 号及び第 2 号」に、「前条第 2 号及び第 3 号」を「前条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

(平成22年 5 月 6 日揭示済)

天理市告示第136号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年 5 月 6 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年 5 月 6 日揭示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月 6 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間  
(1) 返還期間  
平成22年 5月 6日から平成22年 7月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
(2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの  
(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)  
(2) 移動・保管費用(1台につき)  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成22年 5月 6日揭示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5月 6日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町709番地1先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間  
(1) 返還期間  
平成22年 5月 6日から平成22年 7月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
(2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成22年 5月 6日揭示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5月 6日

- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町577番地先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 5月 6日から平成22年 7月 4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 5月 7日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5月 7日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 5月 7日から平成22年 7月 5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 5月10日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5月10日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 5月10日から平成22年 7月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 5月11日揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成22年 5 月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月11日から平成22年 7 月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成22年 5 月12日揭示済）

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月12日から平成22年 7 月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- （以下 略）

（平成22年 5 月13日揭示済）

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5 月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 5 月13日から平成22年 7 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで  
(以下 略)

(平成22年 5 月14日揭示済)

天理市告示第14 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月14日から平成22年 7 月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成22年 5 月17日揭示済)

天理市告示第14 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月17日から平成22年 7 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17 8号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成22年 5 月18日揭示済)

天理市告示第14 7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5 月18日
- 3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5 月18日から平成22年 7 月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月19日揭示済）

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月19日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5 月19日から平成22年 7 月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月20日揭示済）

天理市告示第149号

次の自動車臨時運行許可番号の失効取消をしたので告示する。

平成22年 5 月20日

天理市長 南 佳 策

記

| 自動車臨時運行<br>許可番号標番号 | 失効年月日        | 失効理由 | 備考 |
|--------------------|--------------|------|----|
| 奈 2 1 - 9 4        | 平成22年 5 月18日 | 紛失   |    |

（平成22年 5 月20日揭示済）

天理市告示第150号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月20日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5 月20日から平成22年 7 月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月20日揭示済）

天理市告示第151号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月20日

3 移動対象区域

天理市丹波市町477先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成22年 5 月20日から平成22年 7 月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月21日揭示済）

天理市告示第152号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成22年 5 月21日から平成22年 7 月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月24日揭示済）

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月24日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

( 1 ) 返還期間

平成22年 5 月24日から平成22年 7 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

( 2 ) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月24日揭示済）

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月24日

3 移動対象区域

天理市中町226番地 1 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

( 1 ) 返還期間

平成22年 5 月24日から平成22年 7 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

( 2 ) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

（平成22年 5 月25日揭示済）

天理市告示第155号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5 月25日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

( 1 ) 返還期間

平成22年 5 月25日から平成22年 7 月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

( 2 ) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（以下 略）

(平成22年 5 月26日揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月26日から平成22年 7 月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 5 月27日揭示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月27日から平成22年 7 月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年 5 月27日揭示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5 月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 5 月27日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5月27日から平成22年 7月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 5月28日揭示済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年 5月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5月28日から平成22年 7月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 5月31日揭示済)

天理市告示第160号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成22年 5月31日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成22年 5月31日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 5月31日から平成22年11月30日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210

天理市総務部地域安全課 0743 - 63 - 1001

(平成22年 5月31日揭示済)

天理市告示第161号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 5月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月31日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月31日から平成22年 7 月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成22年 5 月31日揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 5 月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年 5 月31日
  - 3 移動対象区域  
天理市東井戸堂町4 1 3番地 4 先放置禁止区域外
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年 5 月31日から平成22年 7 月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成22年 6 月 1 日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 6 月 1 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 6 月 1 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 6 月 1 日から平成22年 7 月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成22年 6 月 1 日揭示済)

天理市告示第164号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年 6 月 1 日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 委託先  
奈良市八条一丁目756-4  
奈良ヘルス工業㈱ 代表取締役 比尾 忠繁
- 2 委託年月日  
平成22年 6 月 1 日

(平成22年 6 月 2 日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 6 月 2 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 6 月 2 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成22年 6 月 2 日から平成22年 7 月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年 6 月 3 日揭示済)

天理市告示第166号

平成22年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年 6 月 3 日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成22年 6 月10日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成22年 6 月 3 日揭示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 6 月 3 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成22年 6 月 3 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

( 1 ) 返還期間

平成22年 6 月 3 日から平成22年 8 月 1 日まで ( 日曜日及び国民の祝日に関する法律 ( 昭和23年法律第178号 ) に規定する休日を除く。 )

( 2 ) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

( 以下 略 )

---

( 平成22年 6 月 4 日揭示済 )

天理市告示第168号

地方公営企業法 ( 昭和27年法律第292号 ) 第40条の2 第1項の規定により、平成21年10月 1 日から平成22年 3 月31日までにおける本市病院事業及び水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成22年 6 月 4 日

天理市長 南 佳 策

## 平成21年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成21年10月1日～平成22年3月31日)

## 1. 事業の概況

平成21年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 15,974 人、外来患者数は 40,061 人となり、患者数合計は 56,035 人で、前年同期に比べ 1,930 人(3.6 %)の増加となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額 1,064,656,582円に対して支出総額は 1,150,394,377 円となっており、下半期は、85,737,795円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

## 2. 議会議決事項

- (イ)平成21年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号) (平成21年12月17日議決)  
 (ロ)平成21年度天理市立病院事業会計補正予算(第2号) (平成22年3月24日議決)  
 (ハ)平成22年度天理市立病院事業会計予算 (平成22年3月24日議決)

## 3. 職員に関する事項

(平成22年3月31日現在)

| 事務職員(人) | 技術職員(人) | 技能職員(人) | 計(人) |
|---------|---------|---------|------|
| 9       | 106     | 6       | 121  |

## 4. 業務に関する事項

## (1) 入院延患者数 (人)

| 診療科目 \ 月別 | 10        | 11        | 12         | 1         | 2          | 3         | 計         |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 内 科       | 1,304人    | 1,235人    | 1,498人     | 1,585人    | 1,497人     | 1,584人    | 8,703人    |
| 人工透析内科    | 172       | 160       | 117        | 186       | 172        | 133       | 940       |
| 外 科       | 337       | 326       | 333        | 260       | 266        | 242       | 1,764     |
| 整形外科      | 442       | 444       | 433        | 380       | 482        | 458       | 2,639     |
| 小 児 科     | 12        | 36        | 15         | 58        | 51         | 25        | 197       |
| 産婦人科      | 264       | 230       | 306        | 325       | 250        | 179       | 1,554     |
| 眼 科       | 0         | 0         | 0          | 0         | 0          | 0         | 0         |
| 耳鼻咽喉科     | 19        | 15        | 38         | 48        | 27         | 30        | 177       |
| 計         | 2,550     | 2,446     | 2,740      | 2,842     | 2,745      | 2,651     | 15,974    |
| 前年同期      | 2,638     | 2,745     | 2,692      | 2,848     | 2,601      | 2,968     | 16,492    |
| 増 減       | △ 88      | △ 299     | 48         | △ 6       | 144        | △ 317     | △ 518     |
| 対前年同期比    | %<br>96.7 | %<br>89.1 | %<br>101.8 | %<br>99.8 | %<br>105.5 | %<br>89.3 | %<br>96.9 |

## (2) 外来延患者数 (人)

| 診療科目 \ 月別 | 10    | 11    | 12    | 1     | 2     | 3     | 計      |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内 科       | 3,512 | 3,096 | 3,116 | 2,774 | 2,798 | 2,631 | 17,927 |
| 人工透析内科    | 343   | 333   | 370   | 358   | 326   | 393   | 2,123  |
| 外 科       | 563   | 488   | 536   | 434   | 439   | 472   | 2,932  |
| 整形外科      | 989   | 813   | 794   | 731   | 640   | 762   | 4,729  |
| 小 児 科     | 680   | 1,132 | 1,823 | 631   | 530   | 242   | 4,838  |
| 産婦人科      | 578   | 558   | 611   | 492   | 582   | 500   | 3,321  |
| 眼 科       | 342   | 283   | 321   | 274   | 268   | 307   | 1,795  |
| 耳鼻咽喉科     | 373   | 331   | 355   | 364   | 442   | 531   | 2,396  |
| 計         | 7,380 | 7,034 | 7,726 | 6,058 | 6,025 | 5,838 | 40,061 |
| 前年同期      | 6,450 | 7,175 | 6,823 | 5,916 | 5,455 | 5,794 | 37,613 |
| 増 減       | 930   | △ 141 | 903   | 142   | 570   | 44    | 2,448  |
| 対前年同期比    | 114.4 | 98.0  | 113.2 | 102.4 | 110.4 | 100.8 | 106.5  |

(3)事業収支に関する事項  
収 入

| 科 目      | 平成21年度下半期<br>(円) | 平成20年度下半期<br>(円) | 比 較         |         |
|----------|------------------|------------------|-------------|---------|
|          |                  |                  | 増 減 (円)     | 比 率 (%) |
| 病院事業収益   | 1,064,656,582    | 944,724,452      | 119,932,130 | 112.7   |
| 1. 医業収益  | 837,594,287      | 789,548,978      | 48,045,309  | 106.1   |
| 2. 医業外収益 | 227,062,295      | 155,175,474      | 71,886,821  | 146.3   |
| 3. 特別利益  | 0                | 0                | -           | -       |

## 支 出

| 科 目      | 平成21年度下半期<br>(円) | 平成20年度下半期<br>(円) | 比 較        |         |
|----------|------------------|------------------|------------|---------|
|          |                  |                  | 増 減 (円)    | 比 率 (%) |
| 病院事業費用   | 1,150,394,377    | 1,061,606,608    | 88,787,769 | 108.4   |
| 1. 医業費用  | 1,072,717,245    | 986,641,741      | 86,075,504 | 108.7   |
| 2. 医業外費用 | 77,257,499       | 74,405,958       | 2,851,541  | 103.8   |
| 3. 特別損失  | 419,633          | 558,909          | △ 139,276  | 75.1    |

(消費税及び地方消費税抜)

## 5. 経理の状況

(1)下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

## (7)収益的収入及び支出

## 収 入

| 科 目      | 予算現額 (円)      | 下半期執行額 (円)    | 執行額累計 (円)     | 未執行額 (円)    |
|----------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 病院事業収益   | 2,148,823,000 | 1,067,513,776 | 1,963,809,312 | 185,013,688 |
| 1. 医業収益  | 1,909,114,000 | 840,344,552   | 1,726,290,391 | 182,823,609 |
| 2. 医業外収益 | 239,708,000   | 227,169,224   | 237,518,921   | 2,189,079   |
| 3. 特別利益  | 1,000         | 0             | 0             | 1,000       |

## 支 出

| 科 目      | 予算現額 (円)      | 下半期執行額 (円)    | 執行額累計 (円)     | 未執行額 (円)   |
|----------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 病院事業費用   | 2,148,823,000 | 1,142,140,983 | 2,082,368,243 | 66,454,757 |
| 1. 医業費用  | 2,075,060,000 | 1,085,400,402 | 2,011,964,761 | 63,095,239 |
| 2. 医業外費用 | 71,231,000    | 56,319,641    | 69,982,542    | 1,248,458  |
| 3. 特別損失  | 2,232,000     | 420,940       | 420,940       | 1,811,060  |
| 4. 予備費   | 300,000       | 0             | 0             | 300,000    |

(消費税及び地方消費税込み)

## (イ)資本的収入及び支出

## 収 入

| 科 目         | 予算現額 (円)   | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円)  | 未執行額 (円) |
|-------------|------------|------------|------------|----------|
| 資本的収入       | 80,075,000 | 54,949,923 | 80,059,077 | 15,923   |
| 1. 企業債      | 25,000,000 | 25,000,000 | 25,000,000 | 0        |
| 2. 補助金      | 55,073,000 | 29,949,923 | 55,059,077 | 13,923   |
| 3. 固定資産売却代金 | 1,000      | 0          | 0          | 1,000    |
| 4. 寄附金      | 1,000      | 0          | 0          | 1,000    |

## 支 出

| 科 目       | 予算現額 (円)    | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円)   | 未執行額 (円)  |
|-----------|-------------|------------|-------------|-----------|
| 資本的支出     | 118,201,000 | 66,315,192 | 116,637,763 | 1,563,237 |
| 1. 建設改良費  | 32,361,000  | 23,024,536 | 30,998,236  | 1,362,764 |
| 2. 企業債償還金 | 85,640,000  | 43,290,656 | 85,639,527  | 473       |
| 3. 予備費    | 200,000     | 0          | 0           | 200,000   |

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成22年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

## 企 業 債

| 内訳        | 用途          | 病 院 事 業 (円)   |
|-----------|-------------|---------------|
| 発 行 総 額   |             | 1,068,000,000 |
| 償 還 高     | 下 半 期 償 還 高 | 43,290,656    |
|           | 償 還 高 累 計   | 578,256,559   |
| 未 償 還 残 高 |             | 489,743,441   |

## 平成21年度下半期天理市水道事業報告書

(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)

## 1 概 況

## (1) 総括事項

## (業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ166戸増加の22,899戸となりましたが、給水人口は、138人減少の68,701人となり、有収水量も147,267m<sup>3</sup>減少の4,496,237m<sup>3</sup>となりました。

## (建設改良)

杣之内浄水場において沈殿池の更新工事を実施したのをはじめ、耐震補強基幹管路改良工事等配水管整備工事を市内各地において実施しました。

## (経理状況)

経理面につきましては、受託工事収益が前年同期に比べ27,299,850円、営業外収益が6,541,250円増加したものの、給水収益が前年同期に比べ64,460,200円減少の1,125,647,940円減少となったことから、当期収益合計は、前年同期に比べ30,537,022円(2.4%)減少の1,220,521,907円となりました。

一方費用は、職員給与費、資産減耗費、支払利息等が減少したものの、受託工事費、減価償却費等の増加により、前年同期に比べ173,517,678円減少の1,273,748,790円となり、当期損益は53,226,883円の純損失となりました。

大口需要者については使用量の減少が続いており、今後も減収が予想され大変厳しい状況が続く見通しですが、今後も「おいしくて安全な水」の「安定供給」を継続するために、引き続き企業努力により効率的な事業運営を図り、市民サービスに努めてまいり所存であります。

## (2) 議会議決事項

| 議 会             | 議案番号   | 件 名               | 議決年月日     |
|-----------------|--------|-------------------|-----------|
| 平成22年<br>第1回定例会 | 議案第16号 | 平成22年度天理市水道事業会計予算 | H22.03.24 |

## (3) 行政官庁認可事項

平成21年度繰上償還承認(財務省)

| 申請先  | 事業名                        | 金額(円)       | 承認日        | 備考            |
|------|----------------------------|-------------|------------|---------------|
| 財務大臣 | 公営企業債<br>上水道事業<br>(年利5%以上) | 429,656,876 | 平成22年2月16日 | 財務省<br>財政融資資金 |

## (4) 職員に関する事項

平成22年3月31日現在(単位:人)

| 職名  | 事務職員 | 技術職員 | 再任用職員 | 嘱託 | 臨時職員 | 計  |
|-----|------|------|-------|----|------|----|
| 職員数 | 16   | 20   | 2     | 1  | 3    | 42 |

## (5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

## 2 工 事

(1) 下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額300万円以上)

| 工 事 名                                                 | 契約金額(円)     | 備 考 |
|-------------------------------------------------------|-------------|-----|
| (浄水施設費)<br>杣之内浄水場内 新2系沈殿池築造工事                         | 176,460,900 |     |
| (配水施設費)<br>福住町地内 東部配水池次亜注入設備移設工事                      | 3,150,000   |     |
| 福住町地内 東部配水池管理棟築造工事                                    | 13,398,000  |     |
| (配水管布設費)<br>嘉幡町、磯城郡田原本町地内 φ300mm配水管布設工事               | 34,835,850  |     |
| (配水管新設工事費)<br>榛本町地内 φ100mm配水管布設及び公設消火栓設置工事            | 7,523,250   |     |
| (配水管改良工事費)<br>別所町地内 山の辺第一工区区画道路整備工事(6-13号線)に伴う配水管布設工事 | 3,742,200   |     |
| 布留町・三島町・川原城町地内 耐震補強基幹管路改良工事(4)                        | 81,732,000  |     |
| 富堂町地内 φ150mm配水管改良及び公設消火栓設置工事                          | 9,124,500   |     |
| 大和御所道路南六条地区改良工事に伴う水管機移設工事                             | 5,792,850   |     |
| (調査・設計委託料)<br>豊井浄水場 中央監視制御電気計装設備更新実施設計業務委託            | 4,725,000   |     |
| 別所町・三島町地内 耐震補強基幹管路改良工事(6)設計業務委託                       | 4,788,000   |     |

## 3 業 務

## (1) 業務量

| 事 項                                     | 平成21年度    | 平成20年度    | 比 較       |         |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|                                         |           |           | 増 減       | 比 率 (%) |
| 3 月 末 給 水 人 口 (人)                       | 68,701    | 68,839    | △ 138     | 99.8    |
| 3 月 末 給 水 戸 数 (戸)                       | 22,899    | 22,733    | 166       | 100.7   |
| 下 半 期 配 水 量 (m³)                        | 4,681,494 | 5,026,731 | △ 345,237 | 93.1    |
| 下 半 期 有 収 水 量 (m³)                      | 4,496,237 | 4,643,504 | △ 147,267 | 96.8    |
| 下 半 期 有 収 水 量 率 (%)<br>(下半期有収水量/下半期配水量) | 96.0      | 92.4      | 3.6 ポイント  |         |

## (2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

| 事 項         | 平成21年度        | 平成20年度        | 比 較          |         |
|-------------|---------------|---------------|--------------|---------|
|             |               |               | 増 減          | 比 率 (%) |
| 水 道 事 業 収 益 | 1,220,521,907 | 1,251,058,929 | △ 30,537,022 | 97.6    |
| 営 業 収 益     | 1,199,927,263 | 1,237,013,147 | △ 37,085,884 | 97.0    |
| 営 業 外 収 益   | 20,587,032    | 14,045,782    | 6,541,250    | 146.6   |
| 特 別 利 益     | 7,612         | 0             | 7,612        | —       |

(消費税及び地方消費税抜き)

## (3) 事業費に関する事項

(単位:円)

| 事 項                     | 平成21年度                      | 平成20年度             | 比 較                         |           |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------------|-----------|
|                         |                             |                    | 増 減                         | 比 率 (%)   |
| 水 道 事 業 費 用<br>(うち、繰越分) | 1,273,748,790<br>25,013,000 | 1,447,266,468<br>0 | △ 173,517,678<br>25,013,000 | 88.0<br>— |
| 営 業 費 用<br>(うち、繰越分)     | 1,177,045,126<br>25,013,000 | 1,311,406,718<br>0 | △ 134,361,592<br>25,013,000 | 89.8<br>— |
| 営 業 外 費 用               | 92,407,846                  | 132,927,764        | △ 40,519,918                | 69.5      |
| 特 別 損 失                 | 4,295,818                   | 2,931,986          | 1,363,832                   | 146.5     |
| 予 備 費                   | 0                           | 0                  | 0                           | —         |

(消費税及び地方消費税抜き)

## 4 会 計

## (1) 予算執行状況

## イ 収益的收入及び支出

(単位:円)

| 科 目    |                    | 予算現額                         | 下半期執行額                      | 執行累計                         | 未執行額             |
|--------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------|
| 収<br>入 | 水道事業収益             | 2,747,532,000                | 1,290,004,497               | 2,681,464,535                | 66,067,465       |
|        | 営業収益               | 2,722,567,000                | 1,269,399,786               | 2,655,885,348                | 66,681,652       |
|        | 営業外収益              | 24,954,000                   | 20,597,099                  | 25,571,575                   | △ 617,575        |
|        | 特別利益               | 11,000                       | 7,612                       | 7,612                        | 3,388            |
| 支<br>出 | 水道事業費用<br>(うち、繰越分) | 2,839,445,050<br>116,341,050 | 1,342,541,242<br>26,263,650 | 2,632,855,933<br>116,341,050 | 206,589,117<br>0 |
|        | 営業費用<br>(うち、繰越分)   | 2,607,808,776<br>116,341,050 | 1,207,601,996<br>26,263,650 | 2,402,591,165<br>116,341,050 | 205,217,611<br>0 |
|        | 営業外費用              | 225,747,274                  | 130,428,977                 | 225,747,274                  | 0                |
|        | 特別損失               | 4,889,000                    | 4,510,269                   | 4,517,494                    | 371,506          |
|        | 予備費                | 1,000,000                    | 0                           | 0                            | 1,000,000        |

(消費税及び地方消費税込み)

## ロ 資本的收入及び支出

(単位:円)

| 科 目    |                       | 予算現額                        | 下半期執行額                     | 執行累計                        | 未執行額               |
|--------|-----------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------------|
| 収<br>入 | 水道事業資本的收入             | 577,300,000                 | 507,882,742                | 526,636,492                 | 50,663,508         |
|        | 負担金                   | 22,050,000                  | 7,935,900                  | 7,935,900                   | 14,114,100         |
|        | 分担金                   | 60,884,000                  | 10,573,500                 | 24,344,250                  | 36,539,750         |
|        | 固定資産売却代金              | 10,000                      | 0                          | 0                           | 10,000             |
|        | 補助金                   | 9,966,000                   | 4,983,342                  | 9,966,342                   | △ 342              |
|        | 投資償還金                 | 484,390,000                 | 484,390,000                | 484,390,000                 | 0                  |
| 支<br>出 | 水道事業資本的支出<br>(うち、繰越分) | 1,655,788,950<br>29,419,950 | 1,185,499,343<br>2,239,650 | 1,445,847,902<br>29,419,800 | 209,941,048<br>150 |
|        | 建設改良費<br>(うち、繰越分)     | 681,045,950<br>29,419,950   | 382,458,833<br>2,239,650   | 471,761,178<br>29,419,800   | 209,284,772<br>150 |
|        | 企業債償還金                | 774,743,000                 | 603,696,510                | 774,742,724                 | 276                |
|        | 投資                    | 200,000,000                 | 199,344,000                | 199,344,000                 | 656,000            |

(消費税及び地方消費税込み)

## (2) 企業債及び一時借入金の概況

## イ 企業債

(単位:円)

| 前期末残高         | 当期借入高 | 当期償還高       | 当期末残高         |
|---------------|-------|-------------|---------------|
| 5,399,686,337 | 0     | 603,696,510 | 4,795,989,827 |

## ロ 一時借入金

(単位:円)

| 前期末残高 | 当期借入残高最高額 | 当期末残高 |
|-------|-----------|-------|
| 0     | 0         | 0     |

(平成22年6月4日揭示済)

## 天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年6月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成22年6月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成22年6月4日から平成22年8月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成22年5月6日揭示済)

## 天理市公告第15号

このたび天理市が行おうとする水と農地活用促進事業(頭首工)山田町下の申請をしたいから、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成22年5月16日までに天理市農業委員会に申し出られたい。

平成22年5月6日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地区 山田町 下
- 2 添付書類 土地改良事業計画の概要  
条例  
土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成22年 5 月12日揭示済)

## 天理市公告第16号

大和都市計画事業山の辺土地区画整理事業第1工区の変更事業計画を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成22年 6 月14日までに奈良県知事に意見書を提出することができる。

平成22年 5 月12日

天理市長 南 佳 策

記

縦覧期間 平成22年 5 月17日から平成22年 5 月31日まで(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)

縦覧時間 午前 8 時30分より午後 5 時15分まで

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 市街地整備課内

(平成22年 5 月26日揭示済)

## 天理市公告第17号

このたび天理市が行おうとする市単独土地改良事業の申請をしたいから、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成22年 6 月 5 日までに当天理市農業委員会に申し出られたい。

平成22年 5 月26日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地区 海知
- 2 添付書類 土地改良事業計画の概要  
条例  
土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成22年 5 月28日揭示済)

## 天理市公告第18号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成22年 5 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所  
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成22年 6 月 3 日揭示済)

## 天理市公告第19号

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。  
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成22年 6 月 3 日

天理市長 南 佳 策

| 売却区分    | 名 称 、 性 質 、 そ の 他  | 数 量 | 見積価額<br>(最低入札価額)<br>(円) | 公売保証金<br>(円) |
|---------|--------------------|-----|-------------------------|--------------|
| 天 8 - 1 | 掛軸(山色彩・大観筆 写し)     | 1   | 15,000                  | 1,500        |
| 天 8 - 2 | 掛軸(松鶴之図・吉田寿泉と記載あり) | 1   | 15,000                  | 1,500        |

|                                                                                                                                        |                                                                        |                                                                                         |                            |       |           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|-----------|--|
| 公<br>売<br>財<br>産                                                                                                                       | 天 8 - 3                                                                | 掛軸（菊・葛飾北斎 写し）                                                                           | 1                          | 5,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 4                                                                | 鉄道模型（T O M I X、西部500系、Nゲージ車両）                                                           | 1                          | 2,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 5                                                                | 鉄道模型（Nゲージ用車体 15台）                                                                       | 1                          | 1,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 6                                                                | 鉄道模型部品<br>H Oゲージ用車両 K A T S U M I、キロ - 80<br>H Oゲージ用車両 緑×オレンジ色ボディ<br>H Oゲージ用車両 オレンジ色車体） | 1                          | 1,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 7                                                                | 鉄道模型部品（電気機関車のボディ、車輪、モーター）                                                               | 1                          | 1,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 8                                                                | 十二支のガラス細工セット（ガラスケース入り）                                                                  | 1                          | 3,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 9                                                                | ひょうたんの置物（木製）                                                                            | 1                          | 3,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | 天 8 - 10                                                               | 木製台                                                                                     | 1                          | 2,000 | 0         |  |
|                                                                                                                                        | （注） 上記売却区分ごとに公売します。<br>公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。 |                                                                                         |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 公売方法                                                                   |                                                                                         | ヤフーが提供するインターネットオークション（せり売） |       |           |  |
| 公売場所                                                                                                                                   |                                                                        | ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上                                                             |                            |       |           |  |
| 公売参加申込期間                                                                                                                               |                                                                        | 平成22年 6 月30日 午後 1 時00分～平成22年 7 月12日 午後11時00分                                            |                            |       |           |  |
| 公<br>売<br>日<br>時                                                                                                                       | 入札開始                                                                   | 平成22年 7 月16日 午後 1 時00分                                                                  |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 入札締切                                                                   | 平成22年 7 月19日 午後11時00分                                                                   |                            |       |           |  |
| 開札の日時                                                                                                                                  |                                                                        | 平成22年 7 月20日 午前10時00分                                                                   |                            |       |           |  |
| 売却決定                                                                                                                                   |                                                                        | 日時                                                                                      | 平成22年 7 月20日 午前10時00分      | 場所    | 天理市役所 収税課 |  |
| 買受代金納付期限                                                                                                                               |                                                                        | 平成22年 7 月30日 午後 2 時30分                                                                  |                            |       |           |  |
| 買受人についての資格その他の要件                                                                                                                       |                                                                        | 国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。                                                       |                            |       |           |  |
| そ<br>の<br>他                                                                                                                            | 1                                                                      | 天理市は瑕疵担保責任を負いません。                                                                       |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 2                                                                      | 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。                                     |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 3                                                                      | 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。            |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 4                                                                      | 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。                              |                            |       |           |  |
|                                                                                                                                        | 5                                                                      | その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。                                           |                            |       |           |  |
| 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。<br>なお、債権現在額申立書の用紙は本市収税課に用意しています。 |                                                                        |                                                                                         |                            |       |           |  |

## 教育委員会

（平成22年5月26日揭示済）

### 天教告示第7号

平成22年6月8日午前9時30分から5月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年5月26日

天理市教育委員会  
委員長 北 田 良 嗣

## 農業委員会

（平成22年5月31日揭示済）

### 天農委告示第6号

平成22年6月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成22年5月31日

天理市農業委員会  
会長 川 口 和 良

記

議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第3号 その他

市街化区域の専決処分について（報告）  
5月農業委員会第1号議案「農地法3条に関する許可申請について」の確認事項について（報告）  
土地改良区推薦による農業委員の辞職願について

## 選挙管理委員会

（平成22年5月13日揭示済）

天選告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成22年6月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成22年5月13日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

（平成22年6月2日揭示済）

天選告示第6号

平成22年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年6月2日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,073人

6分の1の数 8,942人

3分の1の数 17,883人

## 監査委員

（平成22年5月10日揭示済）

天監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成22年5月10日

|         |      |
|---------|------|
| 天理市監査委員 | 別所矩佳 |
| 天理市監査委員 | 梅崎浩充 |
| 天理市監査委員 | 山本治夫 |

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

氏名 天理市民オンブズマン

代表幹事 梅光 雅幸

住所 天理市三島町86番地

#### 2 請求書の提出

平成22年3月15日

#### 3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

請求の趣旨

天理市が平成20年4月1日より平成21年3月31日の平成20年度に天理市環境クリーンセンターにおいてなした、持込廃棄物処理手数料の徴収は市条例を遵守せず、公正公平な公共料金の徴収を怠り、貴重な公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって、天理市行政の懈怠により、天理市が被った損害金を天理市代表者天理市長南佳策に返済させるよう適切な措置を求めるものである。

## 懈怠の事実

## 1 天理市条例を遵守していない事実。

本請求は法令遵守の推進を標榜している天理市行政が明らかな違法行為を犯し、公共料金の徴収を怠り、市民に多大なる損害を与えていることを糾すものである。

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の別表(区分)には次の定めがある。

|    |                                                                                                                                                |                                                 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ごみ | 一般家庭から臨時に搬入されるもの                                                                                                                               | 搬入量から100kgを控除した残量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき 80円 |
|    | 事業活動に伴い排出され搬入されるもの                                                                                                                             | 搬入量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき 160円              |
|    | 上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第12条に規定する再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限り。)については、1台につき 3,000円とする。 |                                                 |

上記の表は、天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの処理手数料を定めたものであるが、この表によれば天理市が受け入れるごみには、家庭系ごみと事業系ごみの2種類区分がある。

また家庭系ごみに関しては通常、各自治会の設けたごみ集積場に出されたものを天理市が無料で収集しており、その他が上記の表の内容となっている。

しかるに、天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの取り扱いに際し、明らかに事業系ごみである法人団体より搬入されているごみを、家庭系ごみとして取り扱っている。

別添の事実証明書は一般市民より請求人に情報提供があった、天理教関係よりの搬入ごみの不明瞭な取り扱いに対し、情報公開請求等の調査を行った結果を表にし、条例に規定されているごみの処理手数料による金額と、現状で徴収されている金額との差額を算定し、平成20年度に於ける天理教関係よりの搬入ごみの不明瞭な取り扱いによる、公共料金の不徴収によって生じた損害を、明らかにしたものである。

天理市環境クリーンセンターは、天理教関係よりの搬入ごみを一括して、天理教との括りで家庭系ごみとして受け入れているが、搬入伝票を検証すると、宗教法人天理教、宗教法人天理教教会本部、学校法人天理大学、学校法人天理教校、財団法人天理よろづ相談所病院の5法人が含まれており、法人団体を家庭系として扱うのは明らかに正当性を欠く。

天理市環境クリーンセンターを統括する環境経済部は、請求人よりの「の扱いについての問いに「天理市環境クリーンセンター建設の際に天理教より金7億円の寄付があったのでそのような扱いになった。」と回答している。これは明らかに違法行為である。

地方自治法(以下「法」と言う。)は地方公共団体が特定の者の利益を図る行為を禁じており、法がこの様に規定する趣旨は、法及び条例を遵守しない違法行為は、財政の運営上多大な損失を蒙り、財政破綻の原因となるのみならず、特定の者の利益の為に運営がゆがめられることにもなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、又、地方自治を阻害する結果となるのを防御することにある。

このような不明瞭な取り扱いをなし、天理市財政に損失を与えた原因は、明らかに天理市行政の失策に基づくものである。

法は「当該違反行為に基づき当該地方自治体に財産上の損害が生じた場合は、管理者である市町村長は財産管理等の事務の管理執行権限に基づいてこれを是正する義務を負う」と規定するが遵守されていない。

以上、上記懈怠行為により、法及び条例を遵守せず、正当な理由もなく特定の者に利益供与をなし、公共料金の不徴収より、公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって現在判明した平成20年度の天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの取り扱いに際し、明らかになった天理教関係の公共料金不徴収により被った、平成20年度分の天理市の公金損害額金10,716,380円を天理市長に対し弁済を求める等、厳正な措置を講じることを求めるものである。

## 添付書類

事実証明書 1式 天理市環境クリーンセンターごみ搬入表及び損害額算定表

## 第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を備えているものと認め、平成22年3月17日これを受理した。

## 第3 監査の実施

## 1 請求人の陳述

平成22年3月25日、法第242条第6項の規定により、請求人に陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から追加資料の提出とともに意見の陳述があった。

## 2 監査委員の交替

平成22年3月31日付けで大森光三郎委員が退任し、後任として同年4月1日付けで梅崎浩充委員が就

任した。

平成22年 4月26日付けで大橋基之委員が退任し、後任として同年 4月27日付けで山本治夫委員が就任した。

### 3 監査対象事項

平成20年度分の天理市環境クリーンセンターに搬入された、天理教関係からの持込廃棄物についてその処理手数料の徴収は、市条例に違背し公共料金の不適正な徴収を行うことにより、天理市の公金に損害を与えたとすることについて。

### 4 監査対象部局及び関係人事情聴取

#### 〔1〕 監査対象部局

環境経済部 平成22年 4月 2日実施

(現、前)環境経済部長、(現、前)環境クリーンセンター所長、業務課長、元清掃センター所長補佐

#### 〔2〕 関係人対象者

天理教 平成22年 4月 8日実施

天理教総務部長、総務課長、総務課員

### 第4 事実の確認

監査対象とした事項について、法第199条第8項の規定により監査対象部局に対して、関係書類の調査及び職員から事情聴取を行うとともに、関係人調査を実施した結果、以下の事実を確認した。

#### 1 ごみ処理手数料の徴収及び減免の規定

〔1〕 ごみ処理手数料については、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)第7条及び別表に次のように規定されている。

(一般廃棄物取扱手数料)

第7条 市は、一般廃棄物の取扱いに関し、次に掲げる区分により、別表に定める一般廃棄物取扱手数料を徴収する。

(1) ごみ(市長が指定した場所に搬入されたものに限る。)

(2) 動物の死体(畜産農業に係る死体以外で、市長が指定した場所に搬入されたものに限る。)

(3) し尿(家畜のし尿を除く。)

別表(第7条関係)

一般廃棄物取扱手数料(抜粋)

| 区分 | 取扱手数料                                                                                                                                         |                                                |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ごみ | 一般家庭から臨時に搬入されるもの                                                                                                                              | 搬入量から100kgを控除した残量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき40円 |
|    | 事業活動に伴い排出され搬入されるもの                                                                                                                            | 搬入量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき100円              |
|    | 上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第12条に規定する再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。)については、1台につき3,000円とする。 |                                                |

平成20年度の一般廃棄物取扱手数料の額(監査請求対象年度分)

〔2〕 手数料の減免については、条例第9条に次のように規定されている。

(手数料の減免)

第9条 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者、天災を受けた者その他特に必要と認めたものについては、手数料を減額又は免除することができる。

〔3〕 手数料の減免の手続については、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第13条に次のように規定されている。

(減免の手続)

第13条 条例第9条に規定する手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

〔4〕 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(一部改正)が平成8年7月26日に公布、同年9月1日に施行された。

〔5〕 これに伴い条例第9条の規定に基づき、天理市では請求人が問題とする天理教各部署の廃棄物の取扱いについて、その処理方法を平成8年8月30日に「天理教関係の廃棄物の扱いについて」として下記のとおり決定されている(当時の市原市長の決裁)。

- ・ 天理教関係のうち、大教会、分教会、布教所、信者詰所、天理養徳院及び寮関係の施設から排出される、廃棄物は家庭系とすること。
- ・ 大教会、分教会、布教所、信者詰所、天理養徳院及び寮関係以外の施設(教会本部各課、病院、

炊事本部、学校、大学、その他）から排出される廃棄物は、事業所系とすること。

- ・ 事業所系廃棄物として扱う施設の処理手数料は、当分の間、家庭系廃棄物の処理手数料とすること。

なお、天理教に対しては、平成8年8月20日にその説明会を行っている。

- 〔6〕 天理教からは、このことについて特に減免の申し出はなかった。また環境クリーンセンター建設のための天理教からの指定寄附が行われた事実もなかった。

## 第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由がないものとし棄却する。

以下、その理由について述べる。

前記、第4の〔5〕に記している、条例第9条に基づく減免措置については、天理市として従前より、天理教から毎年度相当額の寄附を受け入れているため、そのことを配慮したものであり、それにより、事業所系として扱うべき、教会本部各課、病院、炊事本部、学校、大学及びその他の施設から排出されている廃棄物については、当分の間、家庭系の処理手数料に減額しているが、このことは、市長の裁量権の範囲内と判断する。

（平成22年 5月28日揭示済）

## 天監委告示第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年 5月26日

天理市監査委員 別 所 矩 佳  
天理市監査委員 梅 崎 浩 充  
天理市監査委員 山 本 治 夫

### 1 監査の種別 定期監査

### 2 監査の執行期間及び監査対象

| 監査執行期間      | 監 査 対 象    | 予算執行状況調査日   |
|-------------|------------|-------------|
| 平成22年 4月26日 | 教育委員会 図書館  | 平成22年 3月31日 |
| " 4月27日～28日 | " 教育総合センター | "           |
| " 4月30日     | " 文化センター   | "           |
| " 5月10日     | 農業委員会事務局   | "           |
| " 5月11日～12日 | 選挙管理委員会事務局 | "           |
| " 5月13日     | 議会事務局      | "           |

### 3 監査の範囲

平成21年度の財務に関する事務の執行状況

### 4 監査の対象事項

- （1） 予算の執行状況
- （2） 収入及び支出事務処理状況
- （3） 物品の出納保管状況
- （4） 補助金関係事務処理状況
- （5） 契約関係事務処理状況
- （6） 財産の管理状況

### 5 監査の方法

監査対象となった各所属長から、資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

### 6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

## 図 書 館

### ア 予算執行状況について

#### （1） 歳入

平成22年 3月31日現在（単位：円・％）

| 目   | 予 算 現 額 | 調 定 額  | 収 入 済 額 | 収 入 未 済 額 | 収 入 率 |
|-----|---------|--------|---------|-----------|-------|
| 雑 入 | 54,000  | 43,800 | 43,800  | 0         | 100.0 |

## (2) 歳出

平成22年3月31日現在(単位:円・%)

| 目    | 予算現額       | 執行済額       | 残額      | 執行率  |
|------|------------|------------|---------|------|
| 図書館費 | 25,801,000 | 24,935,660 | 865,340 | 96.6 |

注:職員給与費除く。

歳入は、コピー使用料である。

歳出の主なものは、臨時雇賃金、図書購入費、電算システム借上料等である。

## イ 図書館の利用状況等について

平成21年度末の蔵書冊数は163,533冊であり、20年度末に比べ3,616冊の増である。

また、図書貸出の登録者は7,486人、年間の来館者数は67,081人(1日平均247人)、貸出冊数は223,624冊の利用があり、移動図書館をはじめ、子どもに対するお話し会、ストーリーテラー(お話の語り手)養成講座等の主催事業が行われた。

## 教育総合センター

## ア 予算執行状況について

## (1) 歳入

平成22年3月31日現在(単位:円・%)

| 目      | 予算現額    | 調定額     | 収入済額 | 収入未済額   | 収入率 |
|--------|---------|---------|------|---------|-----|
| 教育費委託金 | 992,000 | 782,000 | 0    | 782,000 | 0.0 |

## (2) 歳出

平成22年3月31日現在(単位:円・%)

| 目         | 予算現額       | 執行済額       | 残額        | 執行率  |
|-----------|------------|------------|-----------|------|
| 教育総合センター費 | 23,425,000 | 19,979,584 | 3,445,416 | 85.3 |

注:職員給与費除く。

歳入の教育費委託金は、出納整理期間中に納入される予定である。

歳出の主なものは、少年指導員報酬、カウンセラー相談員報償費、教育研修・子育て講座等の講師謝金、青少年健全育成天理市民会議補助金等である。

## イ 補助金関係について

子育てサークル育成補助金、青少年健全育成天理市民会議補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

## 文化センター

## ア 予算執行状況について

## (1) 歳入

平成22年3月31日現在(単位:円・%)

| 目     | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 収入未済額 | 収入率   |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
| 教育使用料 | 3,600,000 | 3,051,410 | 3,050,460 | 950   | 100.0 |
| 雑入    | 62,000    | 61,799    | 57,754    | 4,045 | 93.5  |
| 合計    | 3,662,000 | 3,113,209 | 3,108,214 | 4,955 | 99.8  |

## (2) 歳出

平成22年3月31日現在(単位:円・%)

| 目       | 予算現額       | 執行済額       | 残額        | 執行率  |
|---------|------------|------------|-----------|------|
| 文化センター費 | 69,666,000 | 64,359,588 | 5,306,412 | 92.4 |

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、文化センター使用料である。

歳出の主なものは、センターの維持管理費、第九交響曲演奏会補助金及び各種委託料等である。

## イ 委託関係について

電気・空調・衛生設備等の管理保守点検業務委託、ピエーナ少年少女合唱団事業委託、山の辺文化会議委託、ロビーコンサート事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

## ウ 文化センターの利用状況は、次表のとおりである。

平成22年3月31日現在(単位:件)

| 区分・月     | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計  |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 文化ホール    | 9  | 14 | 8  | 16 | 14 | 7  | 11  | 14  | 8   | 8  | 13 | 9  | 131 |
| 展示ホール    | 1  | 2  | 0  | 1  | 2  | 2  | 1   | 3   | 1   | 1  | 1  | 2  | 17  |
| 和室       | 13 | 23 | 23 | 29 | 32 | 14 | 36  | 40  | 17  | 25 | 33 | 22 | 307 |
| 会議室      | 17 | 19 | 18 | 18 | 15 | 24 | 15  | 19  | 16  | 19 | 18 | 18 | 216 |
| オーディオルーム | 4  | 8  | 12 | 15 | 11 | 11 | 14  | 11  | 7   | 10 | 11 | 9  | 123 |

|         |    |    |    |     |     |    |    |     |    |    |    |    |       |
|---------|----|----|----|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|-------|
| 視 聴 覚 室 | 16 | 16 | 21 | 25  | 26  | 26 | 21 | 19  | 17 | 20 | 21 | 20 | 248   |
| 合 計     | 60 | 82 | 82 | 104 | 100 | 84 | 98 | 106 | 66 | 83 | 97 | 80 | 1,042 |

## 農業委員会事務局

## ア 予算執行状況について

## (1) 歳入

平成22年3月31日現在 (単位: 円・%)

| 目         | 予 算 現 額   | 調 定 額     | 収 入 済 額   | 収 入 未 済 額 | 収 入 率 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 総 務 手 数 料 | 48,000    | 64,200    | 64,200    | 0         | 100.0 |
| 農林費県補助金   | 2,870,000 | 3,170,000 | 2,378,000 | 792,000   | 75.0  |
| 市 預 金 利 子 | 0         | 4         | 4         | 0         | 100.0 |
| 雑 入       | 1,215,000 | 1,080,548 | 940,548   | 140,000   | 87.0  |
| 合 計       | 4,133,000 | 4,314,752 | 3,382,752 | 932,000   | 78.4  |

## (2) 歳出

平成22年3月31日現在 (単位: 円・%)

| 目           | 予 算 現 額    | 執 行 済 額    | 残 額     | 執 行 率 |
|-------------|------------|------------|---------|-------|
| 農 業 委 員 会 費 | 13,961,000 | 13,027,769 | 933,231 | 93.3  |

注: 職員給与費除く。

歳入の主なものは、農林費県補助金では農業委員会交付金であり、雑入では大和平野土地改良区決済金徴収及び事務委託金である。

歳出の主なものは、農業委員報酬、農業委員会拠出金等である。

## 選挙管理委員会事務局

## ア 予算執行状況について

## (1) 歳入

平成22年3月31日現在 (単位: 円・%)

| 目     | 予 算 現 額    | 調 定 額      | 収 入 済 額    | 収 入 未 済 額 | 収 入 率 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|-------|
| 国庫支出金 | 2,095,000  | 2,094,750  | 0          | 2,094,750 | 0.0   |
| 県支出金  | 26,696,000 | 26,707,844 | 21,521,436 | 5,186,408 | 80.6  |
| 合 計   | 28,791,000 | 28,802,594 | 21,521,436 | 7,281,158 | 74.7  |

## (2) 歳出

平成22年3月31日現在 (単位: 円・%)

| 目                       | 予 算 現 額    | 執 行 済 額    | 残 額       | 執 行 率 |
|-------------------------|------------|------------|-----------|-------|
| 選 挙 管 理 委 員 会 費         | 4,928,000  | 2,554,345  | 2,373,655 | 51.8  |
| 選 挙 啓 発 費               | 53,000     | 29,332     | 23,668    | 55.3  |
| 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 | 14,958,000 | 14,953,629 | 4,371     | 100.0 |
| 市 長 選 挙 費               | 12,664,000 | 12,656,006 | 7,994     | 99.9  |
| 市議会議員補欠選挙費              | 10,163,000 | 10,154,603 | 8,397     | 99.9  |
| 合 計                     | 42,766,000 | 40,347,915 | 2,418,085 | 94.3  |

注: 職員給与費除く。

歳入は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金である。

歳出の主なものは、選挙管理委員会費では委員報酬であり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、市長選挙費、市議会議員補欠選挙費では、それぞれの選挙の執行経費である。

## 議会事務局

## ア 予算執行状況について

## (1) 歳出

平成22年3月31日現在 (単位: 円・%)

| 目     | 予 算 現 額     | 執 行 済 額     | 残 額       | 執 行 率 |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------|
| 議 会 費 | 216,264,000 | 211,673,275 | 4,590,725 | 97.9  |

注: 職員給与費除く。

歳出の主なものは、議員報酬、政務調査費及び会議録検索システム等の業務委託料である。

## イ 資金前渡金について

資金前渡金の保管は、金融機関に預けられており、預金通帳、現金出納簿及び領収書等、適正に処理されていた。

## むすび

以上が平成22年度第 1 回、図書館、教育総合センター、文化センター及び農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局の定期監査を行った結果である。

平成21年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、物品の出納保管状況等について監査を実施した結果、法令に準拠し、それぞれの予算の目的に従い、適正に処理されていた。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

## 公営企業

(平成22年 5 月24日揭示済)

### 天理市上下水道局告示第 8 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年 5 月24日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年 5 月24日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 中川設備

代表者 中川 安雄

住 所 天理市二階堂南菅田町14

(平成22年 5 月28日揭示済)

### 天理市上下水道局告示第 9 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年 5 月28日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年 5 月28日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 青木チャック紹介

代表者 青木 孝之

住 所 奈良県天理市勾田町35 - 12

(平成22年 5 月10日揭示済)

### 天理市上下水道局公告第 2 号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 第 1 項及び天理市上下水道局会計規程（平成13年 3 月水道ガス局管理規程第14号）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う水道施設工事である。

平成22年 5 月10日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

#### 第 1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 農業集落排水事業（菅原・仁興地区）処理施設工事

(2) 工事場所 天理市菅原町105、106 - 3

(3) 工事概要 処理施設工事 1 式

計画処理人口 270人

土木付帯、機械設備、電気設備、建築工事

(4) 工 期 平成23年 2 月28日まで

#### 第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 天理市建設工事等入札参加資格を有する者であって、かつ、水道施設工事の資格を有する建設業者であること。また、次の(2)から(11)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第 3 の 2 に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による水道施設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 施行令第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）

す。)を受けていない者であること。

- (5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名 称 奈良県土地改良事業団体連合会  
所在地 奈良県奈良市高畑町1116番地の6
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。  
ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。
- (9) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。)の結果における水道施設工事の総合評定値が80.0点以上の者であること。
- (10) 過去10年以内(本工事の発注年度を含まない。)に処理能力が70m<sup>3</sup>/日以上(農業集落排水事業処理施設の新設工事(工事を完成したものに限る。))の施工実績を有すること。
- (11) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。  
建設業法第26条に規定する監理技術者、主任技術者及び現場代理人。但し、監理技術者については、一級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者。  
入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- (12) 建築工事、浄化槽設備工事の以下の条件を満たす技術者を配置できること。  
建築工事(建築士免許2級以上)、浄化槽設備工事(浄化槽設備士)の資格を有する者。
- (13) 本工事の仕様書に対する質問を、質問の有無にかかわらず、書面(様式は任意。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

### 第3 入札手続き等

#### 1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成22年5月10日(月)から同年5月17日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除く。)
- (2) 交付場所 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (3) 費用 無償とする。

#### 2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 平成22年5月10日(月)から同年5月17日(月)まで(土曜日及び日曜日を除き、す。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除く。)
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参に限る。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とする。

#### 3 設計図書等の貸与

申請書及び資料の提出した者に対し、設計図書等を貸与する。

- (1) 日時 平成22年5月10日(月)から同年5月17日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除く。)
- (2) 場所 1の(2)に同じ。
- (3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札の日までに返還するものとする。
- (4) 設計図書等に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出すること。  
質問書提出期限 平成22年5月18日(火)午後5時  
質問書提出場所 1の(2)に同じ  
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (5) 質問書に対する回答は、平成22年5月20日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

## 4 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成22年 4 月 1 日施行）に基づき、第 6 条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書 1 通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき、又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札書には見積もった金額の105分の100の金額（消費税及び地方消費税に相当分の5%を差し引いた金額）を記載すること。

## 5 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成22年 5 月31日（月）
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

## 6 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成22年 6 月 1 日（火） 午前10時から
- (2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 2 階 大会議室

## 7 落札者の決定方法

入札の回数は、1 回とする。

天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が 2 以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 第 4 その他

## 1 入札保証金 免除

## 2 契約保証金 天理市上下水道局会計規程第 5 条第 1 項に定めるところによる。

## 3 入札の無効

次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 第 2 に定める競争参加資格がない者及び本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第 3、4 に定める入札の方法によらない入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
- (4) 入札書の記入内容に不備（記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等）がある場合
- (5) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
- (6) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
- (7) その他入札に関する条件に違反した場合。

なお、管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第 2 に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。

## 4 入札の中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が 3 者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が 3 者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

## 5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 6 予定価格の額及び最低制限価格の額

- (1) この工事の予定価格は、141,335,250円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (2) この工事の最低制限価格は、130,877,250円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

## 7 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

## 8 詳細は、入札説明書による。

## 9 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 （内線 332）

（平成22年 6 月 1 日揭示済）

## 天理市上下水道局公告第 3 号

## 一般競争入札について

業務委託の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令

第16号。以下「施行令」といいます。)第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程(平成13年3月水道ガス局管理規程第14号)第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う設計業務委託です。

平成22年 6月 1日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

### 第1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 耐震補強基幹管路改良工事(8)設計業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市川原城町、丹波市町、田井庄町地内
- (3) 業務概要 配水管設計 開削工法設計延長 L=1000m  
測量業務 縦断測量 L=1.0km 横断測量 L=1.0km  
地中探査 地中レーダ調査 L=100m

- (4) 業務委託期間 平成23年 1月31日まで

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」といいます。)に入札参加資格審査申請書(測量及び建設コンサルタント等委託業務)を提出している者のうち業種名が測量及び土木の資格を有する者であって、次の(2)から(10)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置(以下「指名停止」といいます。)を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (7) 公告日現在において、奈良県内に主たる営業所又は従たる営業所(主たる営業所から本市との業務契約について、一切の権限を委任されている営業所)を有する者であること。
- (8) 過去に公共団体の発注する口径φ200mm以上のNS形ダクトイル鑄鉄管での配水管設計業務を延長500m以上かつ、口径φ100mm以上の仮設配管、給水工事設計を元請で履行した実績のある者であること。
- (9) 次の条件をすべて満たす技術者を配置できること。  
管理技術者として、技術士(上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。))の資格所得者  
照査技術者として、技術士(上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を上水道及び工業用水道とする者に限る。))又はRCCM(上水道及び工業用水道部門)の資格所得者  
管理技術者、照査技術者は、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- (10) 過去2年間に国(公社、公団を含む。))又は地方公共団体と種類(建設コンサルタント委託業務)及び規模(予定価格)をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した者であること。

### 第3 入札手続き等

#### 1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間 平成22年 6月 1日(火)から同年 6月15日(火)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで除きます。)
- (2) 交付場所 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 給水課 工務二係  
電話番号 0743-63-1001 内線 819
- (3) 費用 無償とします。

## 2 競争入札参加資格の確認

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 平成22年 6月 1日(火) から同年 6月15日(火) まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時まで除きます。)
- (2) 提出場所 1の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各 1部
- (4) 提出方法 持参に限ります。
- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

## 3 設計図書等の貸与

申請書及び資料の提出した者に対し、設計図書等を貸与します。

- (1) 日時 平成22年 6月 1日(火) から同年 6月15日(火) まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時まで除きます。)
- (2) 場所 1の(2)に同じ。
- (3) その他 貸与を受けた設計図書等は開札の日までに返還するものとします。

## 4 開札の日時等

- (1) 開札日時 平成22年 7月 8日(木) 午前10時00分
- (2) 開札の場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 1階会議室

## 5 入札の方法

- (1) 予定価格の105分の100の金額(以下「比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者であっても最低制限価格の105分の100の金額(以下「最低制限比較価格」という。)を下回った入札をした者は落札者となりません。
- (2) 比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (3) 比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者を落札者とします。

## 6 入札書提出方法

- (1) 郵便又は持参とします。
- (2) 入札書は、封筒に入れて必ず封印して下さい。
- (3) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に業務委託名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出して下さい。

## 7 入札書到着期限

平成22年 7月 7日(水) 午後 5時(必着)(期限をすぎて提出されたものは無効とします。)

## 第4 その他

## 1 入札保証金

免除します。

## 2 契約保証金

免除します。

## 3 入札の無効

次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札である場合。
- (2) 入札書の記入内容に不備(記名・押印のないもの、入札価格が読みとれないもの及び訂正してあるもの等)がある場合。
- (3) 最低制限価格の105分の100の金額に満たない入札である場合。
- (4) 当該入札において、適正な入札の執行ができないと認められた場合。
- (5) 当該入札において、談合等の不正があったと当局が判断した場合は、無効とする措置を行う場合があります。
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合。

なお、管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第2に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とします。

## 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

## 5 予定価格の額及び最低制限価格の額

- (1) この業務委託の予定価格は、10,462,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。
- (2) この業務委託の最低制限価格は、7,342,650円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)です。

## 6 詳細は、入札説明書によります。

(平成22年 6 月 1 日揭示済)

## 天理市上下水道局公告第4号

平成22年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の町名について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成22年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

## 記

| 排水区域の名称      | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
|--------------|--------------------|
| 櫛本北第4処理分区    | 櫛本町の一部             |
| 櫛本北第10-1処理分区 | 南六条町の一部            |
| 櫛本北第12-1処理分区 | 嘉幡町の一部             |
| 天理北第1処理分区    | 田部町・石上町・豊田町の一部     |
| 天理北第2処理分区    | 田町・三昧田町の一部         |
| 天理北第4処理分区    | 富堂町の一部             |
| 天理北第5処理分区    | 荒蒔町の一部             |
| 天理北第6処理分区    | 稲葉町の一部             |
| 天理北第9処理分区    | 富堂町・二階堂南菅田町の一部     |
| 大和川第8処理分区    | 長柄町・西長柄町の一部        |
| 大和川第14処理分区   | 庵治町の一部             |

(平成22年 6 月 2 日揭示済)

## 天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成22年 6 月 2 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成22年 6 月 2 日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

## 天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株)山下設備

代表者 山下 和夫

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1-1-26

## 天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (有)開都設備

代表者 樋口 卓矢

住 所 奈良県奈良市東九条町917-2